**資料５**

# 令和6年度　施設監査等における留意点等

## 1. 令和6年度特定教育・保育施設監査予定表について

現時点での予定ですので、監査日の1か月前に発出する通知をもって正式に確定とさせていただきます。ご了承くださいますようお願いいたします。

## 2. 特定教育・保育施設の指導監査【①給付費おける確認監査】及び特定子ども・子育て支援施設等の指導監査【②無償化による指導監査】について

令和3年度より実施していますが、令和6年度につきましても下記の手法で実施します。

・施設ごと、3年に1回の頻度で実施する予定です。

・事前提出資料は不要とします。

・福祉監査課で実施する施設監査と同日に、幼稚園・保育課幼保給付係で実施します。

（※監査日1か月前までに発出する通知に明記しています。）

## 3. 特定教育・保育施設等における施設監査・立入調査等の結果公表について

**【対象：全特定教育・保育施設等】**

令和5年度の施設監査・立入調査の結果について、今後市ホームページ上で公表する予定です。施設運営に当たって参考にしていただき、適切な運営の確保にご協力お願いいたします。

厚生労働省より監査結果公表の重要性が下記のように示されていますので、その趣旨について、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

公表項目（予定）

①施設名

②監査実施年月日

③改善を要する事項の内容等（文書指摘事項）

④改善措置状況

**■児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について**

厚生労働省子ども家庭局保育課令和元年5月 30 日事務連絡（抜粋）

3. 指導監査の留意事項等について

（3）**保育所等の監査結果公表促進**について

調査において、指導監結果を公表することで、改善指示を受けた保育所等に対して不当に不利益を与える恐れがある等の理由から、指導監査結果を公表していな地方自治体が見受けられた。

一方、こうした懸念への対応として、既に指導監査結果の公表に取り組んでいる地方自治体の中には、**指導監査での指摘事項に対する改善措置状況も含めて公表し、保育所等や利用者の不安を解消している取組もみられた。**

**保育所等の指導監査結果を公表することは、**

・**保育所等に対し、適切な運営の確保の促進につながり、もって指摘・助言事項の確実かつ適切な是正改善につながること**

・**都道府県等が、改善を求めている事項やポイントが明確となるため、他の保育所等の施設運営に当たっての参考となること**等の利点が考えられることから、**地方自治体においては、積極的に指導監査結果等の公表に取り組まれたい。**

また、**公表に当っては、保育所等の名称、指導監査での指摘事項及び指摘事項に対する改善措置状況も含め公表するとともに、HP 等で広く住民に見える形で行うことが重要である点に留意されたい。**

## 4. 事前提出資料について

事前提出資料は正確に記入いただくようお願いいたします。

事前提出資料に未入力や記載不十分の箇所があると、再提出を依頼したり、監査時に確認を要したりすることとなり、監査時間が長くなることがあります。ご提出いただく前に記入漏れ等がないか再度ご確認ください。監査時間の短縮にご協力お願いいたします。

## 5. 自動車を運行する場合の所在の確認について

令和5年4月1日より、児童の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認することや、通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置の設置が義務化されました。

また、通園時のブザー等装置の設置については、経過措置が設けられておりましたが、令和6年3月31日で終了となっております。